

柏市チャレンジ支援補助金 (市制施行 70 周年記念事業) 交付要領

■申請受付期間

令和 6 年 5 月 15 日(水)～令和 6 年 6 月 14 日(金)

■申請書類

申請書は以下のページでダウンロードできます。
柏市チャレンジ支援補助金

https://www.city.kashiwa.lg.jp/shiseijoho/about_kashiwa/70th_anniversary/tyarennzi.html
(柏市オフィシャルウェブサイト)



■お問い合わせ先 (受付時間 : 平日 8 : 30～17 : 15)

柏市 広報部 広報広聴課 地域ブランディング担当
電話番号 04-7136-1477

目 次

1 . 目的	2
2 . 制度概要	2
3 . 補助対象事業	3
4 . 柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプト	3
5 . 補助対象者	3
6 . 補助対象経費	4
7 . 補助対象外経費	5
8 . 補助上限・補助率・補助対象期間	6
9 . 申請から補助金交付までの一般的な流れ	6
10. 申請受付期間	6
11. 提出方法及び提出書類	6
12. 問い合わせ先	8
12. 注意事項・その他	8

1. 目的

柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプトに沿って地域振興に関する事業に取り組む市内民間団体に対し、柏市チャレンジ支援補助金（市制施行 70 周年記念事業（以下「補助金」という。)) を交付することにより、シビックプライドの醸成を図り、柏市のファンを増強させることを目的とする。

2. 制度概要

項目	概要	詳細ページ
補助対象事業	柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプトに沿った地域振興に関する事業	p. 3
柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプト	『感謝と期待』 発展してきた 70 年 柏市に携わったすべてのかたへ感謝を込めて ベッドタウンから自立した中核都市に向け これからの柏へ期待感あふれる事業を実施し 未来に思い出となる体験を創りだす	P3
補助対象者	柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプトに沿って地域振興に関する事業に取り組む市内の民間団体	p. 3
補助対象経費	1 委託費 2 消耗品費（耐用年数 3 年未満または税込購入価格 3 万円未満のものに限る。） 3 広報費 4 印刷製本費 5 諸謝金（外部講師謝礼等） 6 賃借料 7 賃金 8 その他市長が必要と認める経費 ただし、補助金の交付決定日から令和 6 年 12 月 31 日までに発生した経費に限る。	p. 4
補助上限 （補助率）	最大 50 万円 （1/2 以内）	p. 6
補助対象期間	交付決定日～令和 6 年 12 月 31 日（火）	p. 6
申請受付期間	令和 6 年 5 月 15 日（月）～令和 6 年 6 月 14 日（金）	p. 6
問い合わせ先	柏市役所 広報部広報広聴課（市役所本庁舎 3 階） 電話番号：04-7136-1477	p. 8

3. 補助対象事業

柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプトに沿った地域振興に関する事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

- (1) 他の補助金等を受けて（申請して）いない事業。
- (2) すべての柏市民が参加可能な事業。
- (3) イベントの実施などのソフト事業。

※啓発物（チラシやポスター、HP 等）や成果物等には、必ず柏市制施行 70 周年記念ロゴマークを使用すること。

4. 柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプト

『感謝と期待』

発展してきた 70 年

柏市に携わったすべてのかたへ感謝を込めて

ベッドタウンから自立した中核都市に向け

これからの柏へ期待感あふれる事業を実施し

未来に思い出となる体験を創り出す

5. 補助対象者

(1) 補助対象者の要件について

補助金の交付の対象になる者は、柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプトに沿って地域振興に関する事業に取り組む市内の民間団体（例：事業者団体、NPO 団体等）であって、次のいずれにも該当する者であること。

ア 柏市内に事業所等を有する者で構成された団体であること。

イ 団体の構成員が柏市税を滞納していないこと。

ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定による清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 商店会でないこと。

カ 構成企業の半数以上がみなし大企業でないこと。

キ 次のいずれかに該当する事業を行っていない者であること。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関

連特殊営業及びそれらに類似する事業

- ・ 宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業
- ・ 公序良俗に反する等、その他市長が不相当と認める事業
- ・ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(2) 各用語の定義について

<p>(1) 商店会 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する事業協同組合でその組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているもの</p> <p>(2) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。 ア 一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有している中小企業者 イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している中小企業者 ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業</p> <p>(3) シビックプライド 都市に対する市民の誇りであると共に、単なるまち自慢や郷土愛ではなく、ここをよりよい場所にするために自分自身がかかわっているという、当事者意識に基づく自尊心を持つ感情</p> <p>(4) 民間団体 構成員の自由意志により活動が行われる民間の組織</p>
--

6. 補助対象経費

補助対象となる経費は次に掲げるものとします。

対 象 経 費
1 委託費
2 消耗品費（耐用年数 3 年未満または税込購入価格 3 万円未満のものに限る。）
3 広報費
4 印刷製本費
5 諸謝金（外部講師謝礼等）
6 賃借料
7 賃金
8 その他市長が必要と認める経費

ただし、補助金の交付決定日から令和 6 年 12 月 31 日までに発生した経費に限る。

7. 補助対象外経費

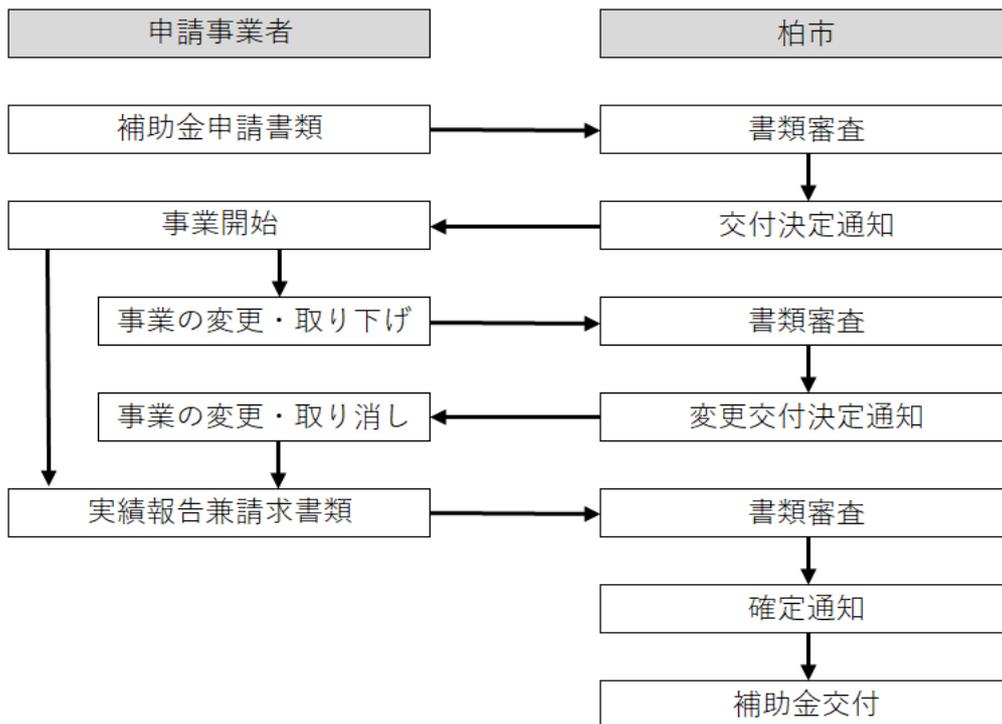
補助対象外となる経費は次に掲げるものとします。

対 象 外 経 費
(1) 補助事業の目的に合致しないもの
(2) 必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの
(3) 市外の事業所等のために利用されたもの
(4) 交付決定以前に支払い・契約等を実施したもの
(5) 補助対象期間外の取組に要する費用
(6) 自己取引やフランチャイズ本部との取引によるもの
(7) 汎用性が高く目的外使用になり得るもの（PC・タブレット端末や自動車等）の購入費やその修理費・検査費用
(8) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る費用
(9) 映像製作等における被写体や商品の購入に係る関連経費
(10) 本事業との関連が認められない経費
(11) 金融機関等への振込手数料、代引き手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
(12) 公租公課（消費税を除く）
(13) 各種保証・保険料
(14) 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い、小切手・手形での支払い、相殺による決済・支払い
(15) 各種キャンセルに係る取引手数料等
(16) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・手続きに係る費用
(17) 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
(18) クラウドファンディングで発生しうる手数料（返礼品、特典等を含む）
(19) 補助事業期間内に支出が完了していないもの（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要）
(20) 売上高や販売数量等に応じて課金される経費や成功報酬型の費用
(21) 再委託（補助対象事業者が委託した業者からさらに別の業者に業務を委託されていること）が行われている経費
(22) フランチャイズ契約に伴う加盟料、広告料等 FC 本部に支払う経費
(23) 一般価格や市場価格等と比べて著しく高額な費用
(24) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

8. 補助上限・補助率・補助対象期間

補助上限額・補助率	50万円・補助対象経費合計額の1/2以内
補助対象期間	交付決定日～令和6年12月31日
備考	・補助対象経費合計額の1/2の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切捨てるものとする。

9. 申請から補助金交付までの一般的な流れ



10. 申請受付期間

令和6年5月15日（水）から令和6年6月14日（金）まで。

なお、審査の結果、補助申請額を下回る交付決定となる場合があります。

11. 提出方法及び提出書類

(1) 提出方法

下記 URL より提出

交付申請：<https://logoform.jp/form/Mx28/553927>

変更交付・取り下げ申請：<https://logoform.jp/form/Mx28/554191>

実績報告兼請求・変更実績報告兼請求：<https://logoform.jp/form/Mx28/554341>

(2) 提出書類一式

ア 補助金申請手続き

- ・下記必要書類の提出後、審査の上、交付（不交付）決定を行います。
- ・交付決定とは、補助対象事業者及び補助対象事業を決定するもので、事業完了後の最終

的に交付する補助額を決定・保証するものではありません。

必要書類
①【第1号様式】 柏市チャレンジ支援補助金（市制施行70周年記念事業）交付申請書
②【第1号様式別紙】 事業計画書兼収支予算書
③【第2号様式】 誓約書
④ 柏市税の滞納無証明書又は直近の納税証明書（3か月以内に取得したもの）
⑤ 柏市内に事務所等を有することがわかる書類 例：商業登記簿謄本，会則，規約等
⑥ その他市長が必要と認める書類
※④⑤については，主たる構成員の書類を提出してください
※その他事業の概要が分かる書類があれば提出してください。
※見積書の写しの提出を求める場合がありますので，処分せずに保管してください

イ 変更・取下手続き

(1) 変更の場合

- ・当初の事業計画と比較し，実施する事業内容や支出項目に変更が生じる場合に行います。下記書類を提出ください，審査の上，変更交付決定通知書を送付します。また書類提出前に必ず柏市役所広報聴課へご相談ください。なお，補助申請額が予算上限額に達している場合は，受け付けできません。

必要書類
【第3号様式】 柏市チャレンジ支援補助金（市制施行70周年記念事業）変更交付申請書
【第3号様式別紙】 実施事業内訳書兼変更理由書

(2) 取下げの場合

- ・取下げ手続きは，計画した事業が実施できなくなった場合に行います。下記書類をご提出ください，審査の上，取消決定通知書を送付します。

必要書類
【第4号様式】 柏市チャレンジ支援補助金（市制施行70周年記念事業）交付申請取書

ウ 実績報告手続き

- ・実績報告書類提出後，審査を行い，補助額の確定を行います。補助額は，実績に基づくため，当初の交付決定額から減額になることがあります。
- ・補助額の確定後，確定通知書を送付し，3週間後を目安に補助金を支払います。

必要書類
(1) 事業計画と実施結果に変更がない場合
①【第5号様式】 柏市チャレンジ支援補助金（市制施行70周年記念事業）実績報告書

兼請求書

②【第5号様式 別紙】実施事業内訳書

③計上経費の領収書の写し

④事業の様子がわかるもの（写真等）

(2) 補助金申請額の減額変更がある場合

①【第6号様式 柏市チャレンジ支援補助金（市制施行70周年記念事業）変更実績報告書兼請求書

②【第6号様式 別紙】実施事業内訳書兼変更理由書

③計上経費の領収書の写し

④事業の様子がわかるもの（写真等）

※その他変更申請する概要が分かる書類があれば提出してください

※領収書が発行されない場合は、「請求書」と「通帳等で代金の決済が確認できるもの」
の写し等、支払代金の内訳と支払期日がわかるもの

※契約書、納品書などは、写しの提出を求める場合がありますので、処分せずに保管してください

12. 問い合わせ先

柏市役所 広報部広報広聴課（市役所本庁舎3階）

電話番号：04-7136-1477

13. 注意事項・その他

(1) 決定の取消し及び返還

補助事業者が次のア～エのいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部の取消し及び返還を命じる場合があります。

ア 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

イ 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。

ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として千葉県警察本部長が認める者であることが判明したとき。